

刑事裁判事務支援システムを利用した事務処理の運用について

平成23年1月13日総三第000004号高等裁判所長官、
地方、家庭裁判所長宛総務局長通達

平成5年3月30日付け最高裁総三第11号事務総長依命通達「コンピュータを利用した事務処理について」に基づき、刑事裁判事務支援システム（以下「刑裁支援システム」という。）を利用した事務処理の運用について下記のとおり定めましたので、これによってください。また、刑裁支援システムを利用した場合における帳簿諸票の記載等に関する事務及び事件記録の保管、保存、廃棄等に関する事務の取扱いについても下記のとおり定めましたので、平成4年8月21日付け最高裁総三第28号総務局長通達「帳簿諸票の備付け及び保存に関する事務の取扱いについて」（以下「帳簿諸票取扱通達」という。）、同年9月4日付け最高裁総三第36号総務局長通達「刑事事件記録等の事件終結後の送付及び保存に関する事務の取扱いについて」（以下「刑事事件記録の送付保存通達」という。）、平成7年3月24日付け最高裁総三第14号総務局長通達「事件記録の保管及び送付に関する事務の取扱いについて」（以下「保管送付通達」という。）及び平成9年8月20日付け最高裁総三第97号総務局長通達「事件記録等の閲覧等に関する事務の取扱いについて」（以下「閲覧等通達」という。）の定めにかかわらず、これによってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

第1 受付及び分配

1 受付

平成4年8月21日付け最高裁総三第26号事務総長通達「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」（以下「受付分配通達」という。）記第2の4の(1)の定めにより事件簿への登載を要する書類（簡易裁判所にあつては受付分配通達別表第3の18の(1)の項から(3)の項まで、(5)の項から(11)の項まで、(12)の項（勾留の請求を除く。）、(15)の項から(25)の項まで、(33)の項、(34)の項、(36)の項から(38)の項まで及び(43)の項から(48)の項までの請求に係る書類を、地方裁判所にあつては同(12)の項（勾留の請求を除く。）、(39)の項、(40)の項、(43)の項、(45)の項及び(46)の項並びに受付分配通達別表第7の4の(4)の項の請求に係る書類を除く。）を受領した場合には、事件簿への登載に代えて、刑裁支援システムのサーバー（刑裁支援システムを構成する機器のうち、磁気情報を集中的に管理して処理するコンピュータをいう。）の記憶装置（以下「サーバー」という。）に所要事項を記録する。

2 分配

受付分配通達記第4の1の定めにより事件記録を交付した場合には、当該事件記録を授受した旨をサーバーに記録する。この場合には、同2に定める受領印は要しない。

第2 事件関係の帳簿諸票の備付け等

1 事件簿

(1) 平成4年8月21日付け最高裁総三第27号事務総長通達「事件関係の帳簿諸票の備付け及び保存について」（以下「帳簿諸票通達」という。）記第1の1に定める帳簿諸票のうち、その登載事項のすべてをサーバーに記録することとした事件簿については、その備付けを要しない。

(2) 勾留の請求事件、起訴前の勾留延長の請求事件及び起訴前の勾留再延長の請求事件について、刑事雑事件簿（令状請求事件簿）に受ける受領印は、事件関係送付簿に受ける。

2 事件関係送付簿

(1) 帳簿諸票取扱通達記第2の3の(1)のウに定める事件関係送付簿の登載事項が記載された書面を刑裁支援システムにより印刷した場合においては、事件関係送付簿に受ける受領印は、当該書面に受ける。

(2) (1)の場合において、受領印を受けた書面は、送付の日の順にバインダー等とじて整理し、送付の日が属する司法年度ごとに編冊を作成する。

(3) (2)により作成された編冊は、帳簿諸票通達記第1の1の定めにより備え付けられた事件関係送付簿とみなす。

3 勾留票

(1) 帳簿諸票通達記第1の1に定める勾留票の備付けは、サーバーに必要な事項を記録する方法による。

(2) 上訴、移送、回付等により事件記録を他の裁判所に送付する場合には、当該事件記録とともに刑裁支援システムにより印刷した勾留票を送付する。

第3 事件記録の保存及び廃棄

第2の1の(1)の定めにより事件簿を備え付けない場合には、保存及び廃棄に関する事件簿への記載に代えて、平成4年2月7日付け最高裁総三第8号事務総長依命通達「事件記録等保存規程の運用について」記第4の1の(1)、第5の4の(2)、第6の1の(2)及び(4)並びに同2の(2)及び(4)並びに刑事事件記録の送付保存通達記第2の4の(1)及び(3)並びに同5の(3)のイに定める事項をサーバーに記録する。

第4 予納郵便切手

訟廷管理官（訟廷事務をつかさどる主任書記官を含む。）が事件簿へ登載する書類とともに予納郵便切手を受領したときは、その額をサーバーに記録し、第1の2に定める方法により事件記録とともに予納郵便切手を引き継ぐ。この場合には、平成7年3月24日付け最高裁総三第18号事務総長依命通達「予納郵便切手の取扱いに関する規程の運用について」記第2の1の定めによることを要しない。

第5 事件記録の保管

1 事件記録の貸出し等

(1) 訴訟関係人等への貸出し

ア 事件記録の保管者は、訴訟関係人、他の裁判所等に事件記録を貸し出す場合には、貸出年月日、事件番号、記録の冊数、受領者の所属等及び氏名

並びに返還予定年月日をサーバーに記録する。

イ 事件記録の保管者は、事件記録の受領者から事件記録の預かり証を提出させる等の方法により、事件記録の授受を明確にする。この場合において、預かり証等を提出させたときは、当該預かり証等は、当該事件記録が返還されるまでの間保管する。

ウ 事件記録が訴訟関係人、他の裁判所等から返還された場合には、これを受領した者がサーバーに返還年月日を記録する。

(2) 裁判官等への貸出し

ア 事件記録の保管者は、特定の事件を担当する裁判官、裁判所調査官又は裁判所速記官に当該事件の記録を貸し出す場合には、(1)のア及びウに定める方法によりその出納を明らかにする。ただし、即日返還される場合には、適宜の方法により、その出納を把握することも差し支えない。

イ 特定の事件を担当する精神保健審判員又は精神保健参与員に当該事件の記録を貸し出す場合の手続は、(1)の例による。ただし、即日返還される場合には、適宜の方法により、その出納を把握することも差し支えない。

(3) 事件記録出納簿の備置き等

ア (1)及び(2)に定める方法により事件記録を貸し出す場合には、事件記録出納簿への記載は要しない。

イ 事件記録出納簿は、その記載事項のすべてをサーバーに記録することとした場合には、備置きを要しない。

2 対照調査

保管送付通達記第1の5に定める対照調査は、事件記録とサーバーに記録された内容とを対照する方法により行う。

第6 事件記録の閲覧等

事件記録の閲覧若しくは謄写（以下「閲覧等」という。）をさせる場合又は事件記録の閲覧等を終えた場合における事件を担当する裁判所書記官と記録係との事件記録の授受は、第5の1の(1)のア及びウに定める方法により行う。この場合には、閲覧等通達に定める閲覧・謄写票（原符）の「事件記録等返還月日・事件担当書記官受領印」欄への返還月日の記入及び受領印は要しない。

付 記

この通達は、平成23年1月17日から実施する。